

長野県水道ビジョン（概要）

長野県環境部水大気環境課

■ 策定の趣旨・目標年度

<水道を取り巻く環境の変化>

- 人口減少社会の到来による水道需要の減少、料金収入の減少
- 水道施設の老朽化、災害リスクの高まり、多様かつ高度化する水質管理基準への対応 等

<国の動向>

- 将来を見据えた水道の理想像を明示しその実現や水道事業の基盤強化のため、県・水道事業者にビジョンの策定、広域連携に関する検討体制の構築等を要請
 - ・都道府県水道ビジョン等の策定について(H26)【厚労省】 → 都道府県水道ビジョンの作成を要請
 - ・水道事業の広域連携に関する検討体制の構築について(H28)【総務省】 → 県が連携の推進役を担うよう要請



安心安全な水道を将来にわたって維持し、持続的な供給体制を確保するため、県内の水道が目指すべき方向性やとるべき方策・連携策を示すため「長野県水道ビジョン」を策定

【目標年度：平成 38 年度（平成 29 年度からの 10 年間）】

■ 長野県の水道等の現況

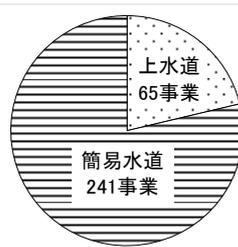
○水道普及率 98.9%（全国 97.8%）(H26)

○水道事業者数と給水人口の割合（小規模な水道事業者が多い）

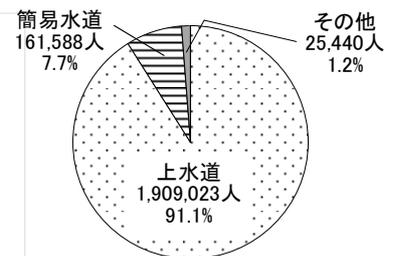
- ・上水道：65事業（全国第2位）
- ・簡易水道：241事業（全国第5位）

<給水人口>
 上水道：5,001人以上
 簡易水道：101人以上5,000人以下

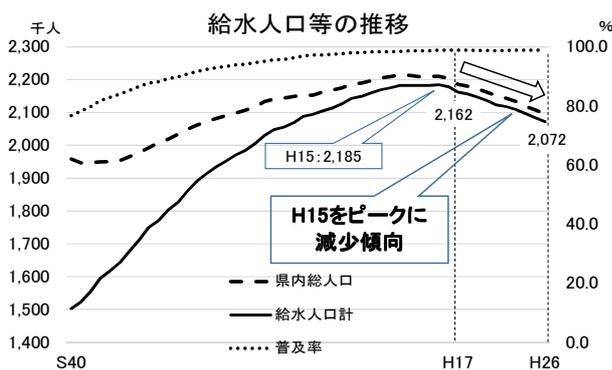
水道事業者の割合



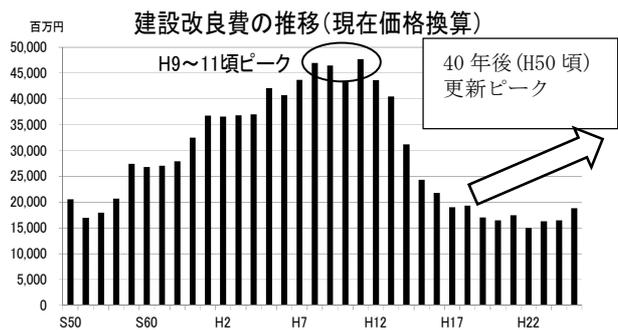
給水人口の割合



○給水人口の減少（約9万人減(H17比)）



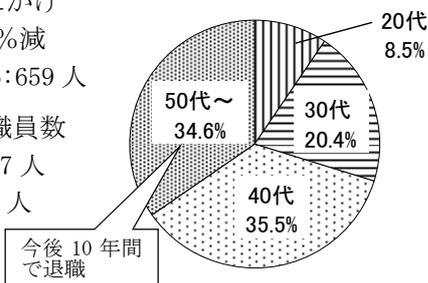
○水道施設の更新需要の増加（H50頃更新ピーク）



○職員の減少（特に経験豊富な職員が減少）

- ・H17 から H26 にかけて職員数が約 15% 減
H17:780人 H26:659人
- ・1事業当たり職員数
上水道：10.7人
簡易水道：1.7人
(H26)

上水道、用水供給の職員の年齢割合



○災害リスクの高まり

- ・長野県北部地震（H23.3）断水 998 戸
- ・神城断層地震（H26.11）断水 1,375 戸

<基幹管路耐震化率> (H26)

県	全国
31.4%	35.8%

■長野県の水道の課題	
【持続性の確保】 <ul style="list-style-type: none"> ・主に簡易水道事業において、料金収入だけで事業が経営できていない。 ・小規模の水道事業者が多く、また、1事業あたりの職員数が少なく高齢化している。 ・管路更新率は0.5%で減少傾向にあり、管路更新が進んでいない。 ・山間部に集落が点在する等、小規模な水道事業が多く、配水の効率化が困難である。 	
【危機管理への対応】 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹管路等の耐震化の必要性は認識されているものの整備は十分とは言えない。 	
【安全な水の供給】 <ul style="list-style-type: none"> ・給水栓の水質基準の遵守率は99.5%とほぼ達成されているものの、毎年わずかながら基準超過事例が発生している。 ・油流出事故やクリプトスポジウム（病原性微生物）等による水源汚染により、取水停止や給水制限が発生している。 	

■基本理念・基本目標	
基本理念	人口減少社会の中で安心・安全な水道水を届ける
基本目標	[持続] 持続可能な水道事業経営 [強靱] 災害に強い強靱な水道の構築 [安全] 安心安全な水道水の供給

■取組の方向性と方策・目標		
基本目標	取組の方向性と方策	目標（主なもの） 【事業規模に応じて目標を設定】
持 続	【取組の方向性1】健全な財政基盤の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の適正化と経営管理の向上 ・水道利用者とのコミュニケーションの充実 ・様々な手法による収入の確保とコストダウン 【取組の方向性2】計画的な施設更新と最適化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・経年化施設の計画的な更新 ・水道施設の最適化 ・民間活力の活用及び近隣の水道事業者との連携 【取組の方向性3】技術基盤の継承、確保 <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者における人員、技術力の継承 ・地域における技術基盤の確保 	○経営戦略の策定率 <全事業者> 3.8% → 100%[H32] ○アセットマネジメント実施率 <上水道、用水供給> 3C* : 30% → 100%[H33] 4D* : 2% → 100%[H38] <簡易水道> 努力目標 アセットマネジメント着手[H38] *3C : 標準版、4D : 詳細版
強 靱	【取組の方向性4】水道施設耐震化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な耐震化 ・バックアップ機能の整備 【取組の方向性5】危機管理体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に関するマニュアル等の整備 ・応援体制等の強化 	○耐震化適合率等 <上水道、用水供給> ・基幹管路の耐震化適合率 31% → 50%[H38]
安 全	【取組の方向性6】水源保全対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・水源地域の公的関与の推進 【取組の方向性7】水質管理水準の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・原水取水から給水栓までの水質汚染リスク対策 ・原水水質に応じた適切な施設整備 【取組の方向性8】水道利用者及び小規模水道等における衛生対策の推進と民営道対策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・貯水槽水道の衛生管理の徹底 等 	○水安全計画の策定 <上水道、用水供給> 6% → 100%[H38]

■ 広域連携の推進

経営基盤の強化に対する有効手段として広域連携を推進

【広域連携により期待される効果】

- 経営の効率化（維持管理、施設投資コストの削減等）
- 不足する技術力の補完、蓄積
- 事業統合等に至る場合には、経営の安定化

【広域連携の方向性】

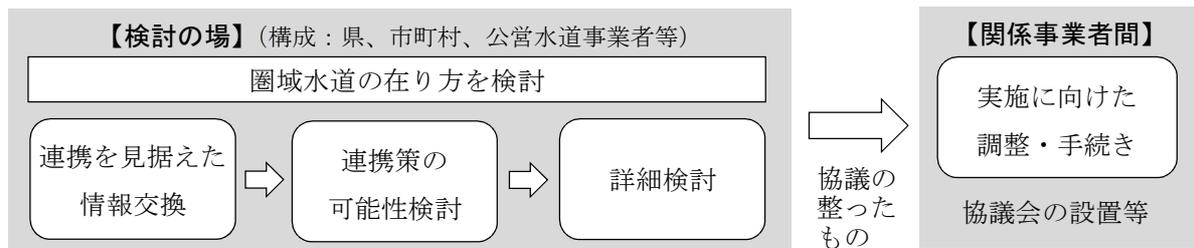
- 給水区域が近接している平地部等においては広域的な水道事業者への集約を目指す。
- 山間部に給水区域が点在している簡易水道事業者等に対する支援体制を構築する。

【広域連携の進め方】

- ◇地域の实情、水道事業者のニーズに応じた多様な連携形態を採用しながら段階的に連携を拡大
 - ・水質検査の共同委託等
 - ・業務、管理の共同化
 - ・経営の一体化
 - ・事業統合
- ◇集約に参加が困難な簡易水道事業者等に対する支援策を構築
 - ・技術的業務の共同化（広域連合への技術職員配置 等）
 - ・事務の代行、業務の受託等（大規模事業者等による事務の代替執行、管理業務の受託 等）
 - ・人材確保（技術者バンクの創設 等）

【検討体制】

- ◇広域連携を検討するため「検討の場」を設置（県が広域連携の議論のけん引役を担う）
 - ・9圏域（上小・長野は1圏域2地区）ごとに設置



■ 役割分担等

関係者の役割	県	水道事業者等への助言、研修会の実施等を通じて個別事業者の取組を促進するとともに、広域連携を推進するため「検討の場」を設置し水道事業者間の必要な調整や支援を行う。
	事業者	各種施策の取組を進めるとともに、近隣の水道事業者との各種連携策の検討を進め、広域連携を図りながら、水道事業ビジョンの策定や見直しを行い、将来を見据えて事業経営に取り組む。
	県民	水道の現状や課題に対する理解を深め、水道事業者が行う各種施策への関心を持つ。
フォローアップ		中間年度（平成33年度）に進捗状況を踏まえて、必要に応じ見直しを行う。